

姫路市消防団協力事業所表示制度 実施要綱

第1条 趣旨

この要綱は、地域の消防防災力の充実、強化等を図るため、姫路市消防団の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所等に対して行う、表示証の交付について必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 事業所等

法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。

2 消防団協力事業所

第6条第1項の規定により市長から表示証を交付された事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。

3 表示証

消防団活動に積極的に協力している証として消防団協力事業所に交付された消防団協力事業所表示証（様式第1号）をいう。

4 消防団長等

消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

第3条 表示証の交付申請

表示証の交付を受けようとする事業所等の代表者は、姫路市消防団協力事業所表示申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

第4条 協力事業所の推薦

- 1 消防団長等は、消防団活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所の候補として市長に推薦することができる。
- 2 前項の規定による推薦をしようとする消防団長等は、姫路市消防団協力事業所表示推薦書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による推薦書の提出があったときは、当該被推薦事業所等に対して、表示証の交付の希望の有無を確認するものとする。

第5条 審査基準

市長は、第3条の規定による申請があったとき、又は前条第3項の規定による確認の結果表示証の交付を希望する旨の意思表示があったときは、当該事業所等が次に掲げる基準に適合しているかどうか審査するものとする。

- 1 消防関係法令に違反していないこと。
- 2 従業員等の相当数が消防団に入団していること。
- 3 従業員等の消防団活動について、積極的に配慮していること。
- 4 災害の発生時等に資機材等を消防団に提供するなど消防団活動に協力をしていること。
- 5 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。

第6条 表示証の交付

- 1 市長は、前条の規定による審査の結果、当該事業所等が前条第1号に規定する基準に適合し、かつ同条第2号から第5号までに規定する基準のいずれかに適合していると認めるときは、当該事業所等に表示証を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により表示証を交付しようとする事業所等の所在地が他の市町村にあるときは、当該市町村の長と協議の上、当該市町村の長と連名で表示証を交付することができるものとする。
- 3 市長は、他の市町村の長が消防団活動に積極的に協力していると認めた事業所等の所在地が本市にある場合で、当該市町村長から連名で表示証を交付したい旨の協議の申入れがあったときは、これに応じるものとする。この場合において、表示証の交付を行う者は、当該市町村長との協議により定めるものとする。

第7条 表示証の表示

- 1 消防団協力事業所は、交付された表示証を、当該消防団協力事業所の周囲から見えやすい場所に表示することができる。
- 2 消防団協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に交付された表示証の写し（拡大又は縮小したものを含む。）を表示することができる。

第8条 表示証交付整理簿の備付け

表示証の交付に際して、市長は、姫路市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、消防団協力事業所の名称、住所、交付した表示証の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

第9条 表示有効期間

- 1 表示証の有効期間は、原則として、当該表示証を交付された日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けたときは、当該有効期間は、総務省消防庁

消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から起算して2年とする。

- 2 表示証の有効期間が満了したときは、第7条に規定する表示を行うことができない。
- 3 消防団協力事業所は、有効期間の満了した表示証を速やかに市長に返還しなければならない。

第10条 表示証の交付の取消し

- 1 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該消防団協力事業所に表示証を返還させるものとする。
 - (1) 事業等を廃止し、又は休止したとき
 - (2) 第6条の規定により市長が適合していると認めた基準を満たさなくなったとき
 - (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき
 - (4) その他表示証を交付することが適当でないと市長が認めたとき
- 2 前項の場合において、市長は、当該消防団協力事業所に対し、表示証の返還を求める理由を文書で通知するものとする。
- 3 第1項の規定により表示証の返還を求められた消防団協力事業所は、直ちに、交付された表示証を市長へ返還しなければならない。

第11条 消防団協力事業所の公表

市長は、消防団協力事業所の名称、姫路市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

第12条 協力事業所の表彰

市長は、消防団協力事業所を姫路市消防表彰規則（昭和53年姫路市規則第51号）に基づき表彰することができる。

第13条 所掌

この要綱に関する事務は、消防局総務課において所掌する。

第14条 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。